

蒲郡市建設工事業者選定等に係る支店等の取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、蒲郡市建設工事請負業者格付要領(昭和59年5月1日施行)に基づく格付け名簿(以下「格付け名簿」という。)並びに蒲郡市建設工事請負業者選定要領(昭和54年4月1日施行)における支店及び営業所等(以下「支店等」という。)の取扱いについて必要な事項を定め、基準を明確にすることにより、建設工事の事業者の選定を公平かつ公正に処理することを目的とする。

(定義)

第2条 「本店」とは、次の各号のいずれかに該当し、請負契約の見積り、入札、契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う市内の営業所をいう。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により許可を受けている主たる営業所
- (2) 本店の所在地として登記されている営業所

(支店等の取扱要件)

第3条 支店等として取り扱う営業所は、次に掲げる全ての要件を具備するものとする。

- (1) 本店以外の営業所であること。
- (2) 所在地が市内であること。
- (3) 建設業法第3条の規定により許可を受けている従たる営業所であること。
- (4) 請負契約の見積り、入札、契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行うことができること。
- (5) 事務等を執り行える事務所として、事務用じゅう器(机、椅子等)が配置され、事務用機器(電話(携帯電話を含む。)、パソコン(ノート型を含む。)、プリンター等)が具備されていること。
- (6) 外部から営業所名がわかる看板又は表札が表示されていること。
- (7) 営業所が役員若しくは社員又は他の者が居住する住宅と兼ねる場合は、当該居住部分と区分されていること。
- (8) 本市に納付すべき法人税等の税金の滞納がないこと。
- (9) 市内に支店等を開設してから継続して2年以上経過していること。
- (10) 次条に掲げる書類を市に提出し、確認を受けていること。

(提出書類)

第4条 支店等として取扱いを受けたい営業所(以下「届出者」という。)は、入札参加資格申請を行う際には、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 支店等の状況に関する届出書(第1号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第5条 市長は、前条の規定による届出を受けたときは、その内容を審査の上、支店等の認定の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支店等として認定するときは、格付け名簿への掲載をもって届出者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により支店等として認定しないときは、届出者に対して、その旨を審査結果通知書(第2号様式)により通知する。

(実態調査)

第6条 市長は、第3条に規定する支店等としての要件を確認するため、必要に応じて支店等の訪問調査を行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際、現に格付け名簿に登録のあるものは、この基準による本店又は支店等とみなす。